

借家人賠償責任特約 (任意付帯)

火災、破裂、爆発に起因した借戸室の損害賠償金等を補償
※ 不慮の人為的災害及び落雷に起因するものは補償対象外です。



補償内容

被共済者が借用し居住している借戸室を被共済者の責に帰すべき「**火災、破裂、爆発**」で焼失又は損壊させた場合で、被共済者がその借戸室について、その貸主に対し法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して借家人賠償責任共済金をお支払いします。

- ※ 落雷又は水漏れ損害、引っ越しの際の建物の損傷や子供等が不注意で建物を損傷させた場合などは補償対象外です。
- ※ 借家人賠償責任特約は、借りた借戸室に生じた損害に備えるものです。ガス爆発等で近隣の建物にも損害が生じてしまった場合は、借家人賠償責任特約では補償しません。

契約要件

次の①～③全てを満たす場合、**動産契約に付帯**して契約することができます。

- ①借戸室に被共済者の共済の目的物である動産が収容されていること。
 - ②借戸室が、共済契約者又は被共済者の所有でないこと。
 - ③被共済者と借戸室の貸主との間で、借戸室の賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。
- ※ 宿舍・公舎・待機宿舍又は寮(宿舍等)に居住する者は、賃貸借等契約を締結しない限り、契約することはできません。

共済金額

最低**500万円**から最高**2,000万円**まで10万円単位で契約できます。

借家人賠償責任共済金額等

借家人賠償責任共済金の最高限度額
2,000万円

借家人賠償責任共済金の支払額
支払額 = 損害賠償金等(共済金額の限度内です。)

※ この共済金は、損害賠償責任の額(時価)が基本のため、再取得価額(新価)によって補償するものではありません。

補償範囲

借家人賠償責任共済金は、次に掲げる範囲とし、その額は1回の共済事故につき、借家人賠償責任共済金額が限度となります。

- ①被共済者が借戸室について、その貸主に支払うべき損害賠償金
 - ▶ 判決により支払いを命ぜられた訴訟費用(判決日までの遅延損害金を含む。)
 - ▶ 損害賠償金を支払うことにより、被共済者が代位取得する物がある場合は、その金額を差し引いた額
- ②被共済者が損害の発生又は拡大の防止のために要した費用のうち、組合が必要又は有益であったと認められるもの及び損害額の算定に要した費用
- ③損害賠償責任の解決について、被共済者が書面による組合の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬又は仲裁若しくは和解若しくは調停に要した費用
- ④損害賠償責任の解決について、被共済者が書面による組合の同意を得て支出した示談交渉に要した費用

共済掛金(年額)

借家人賠償責任共済金額10万円当たり **16円(年額)**

共済期間(補償の期間)

共済期間は、契約日から最初の6月30日(午後12時)までです。契約内容を変更しない場合、前年度と同一の内容で7月1日(午前零時)を契約日として、1年単位で自動更新されます。なお、賃貸期間の終了時点で契約は終了しますので、共済年度の途中で賃貸期間が終了する場合は解約の手続きが必要です。

動産契約と借家人賠償責任特約の契約イメージ

例 賃貸借契約2022年12月1日～
2024年11月30日(2年間)の場合

借家人賠償責任特約の契約日		借家人賠償責任特約の解約日	
2022 7/1	2023 7/1	2024 7/1	2025 7/1
12/1	11/30		
特約の自動更新		特約の自動更新	
動産の共済契約		動産の自動更新	
動産の共済掛金払込み 7月～6月(1年分)	借家人賠償責任特約 の共済掛金払込み 12月～6月(7か月分)	動産+借家人賠償責任特約 の共済掛金払込み 7月～6月(1年分)	左に同じ
			借家人賠償責任特約 の共済掛金の返還 12月～6月(7か月分)